

市内の空き店舗、空き家を使ってお店を始めるかたを応援します！

【佐倉市商店街空き店舗等出店促進補助金】

利用の手引き

最大80万円を補助します！



令和8年度

佐倉市 商工振興課

佐倉市商店街空き店舗等出店促進補助金は、佐倉市内の5か月以上使用されていない空き店舗や空き家を使って事業を始めるかたに対し、物件の改装費等を補助する制度です。

① 補助対象経費

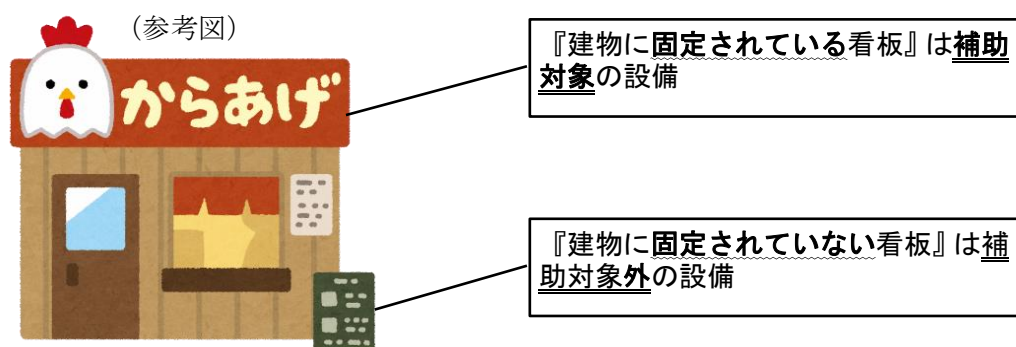
事業を始めるにあたって店舗改装費・設備導入費・店舗賃借料として掛かった経費を補助します。

店舗改装費は、内装工事・外装工事・給排水衛生設備工事・空調設備工事・サイン工事・電気工事などのことを言います。

設備導入費は、建物と一体となって機能する設備（商品陳列棚・店舗看板などで建物に固定するもの【参考図を参照】）のみ、補助対象となります。レジやパソコン等の購入は補助対象となりません。

店舗賃借料には、来客用駐車場分を含みます。ただし、敷金・礼金・保証金・管理費・共益費等は除きます。

空き店舗等を店舗併用住宅として使用する場合、または、補助事業以外の目的に使用する場合、利用面積に応じて賃借料を按分して算出します。



② 補助率、補助上限金額

補助率と補助上限金額は、場所などによって違います。

区 域 区 分	商店街主要道路に 面している	商店街主要道路に 面していない
創業特例型	補助上限80万円 補助率1/2	補助上限40万円 補助率1/2
通常型	補助上限60万円 補助率1/2	補助上限30万円 補助率1/2

※「創業特例型」とは、現在、事業経営をしておらず、新たに事業経営を始めるかたが利用できる区分です。

※「商店街主要道路」とは、この補助金で定める道路のことです。この手引きでは、概略図を5ページ以降に載せています。

※店舗賃借料は、月額5万円が補助の上限です。（例えば空き店舗の家賃が15万円/月の場合、市が補助する金額は5万円/月となります。）

③ 補助対象者（申請できるかた）

- ・創業者（現在、自分で事業経営をしておらず、新たに事業経営を始めるかた）
- ・中小企業者（現在、自分で事業経営をしているかた）
- ・NPO法人
- ・商工会議所や商店会などの商業団体

④ 補助対象物件（補助の対象となる建物）

佐倉市内に位置し、5か月以上使用されていない空き店舗・空き家

⑤ 補助対象事業（補助の対象となる業種）

業種指定はございません。ただし、店舗に客の出入りが発生する業態に限られます。

※風営法に規定する営業、店舗で営業をしない事業等は、対象外となります。

⑥ 補助要件（補助を受けるために満たさなければならない条件）

1～17のすべてを満たす必要があります。

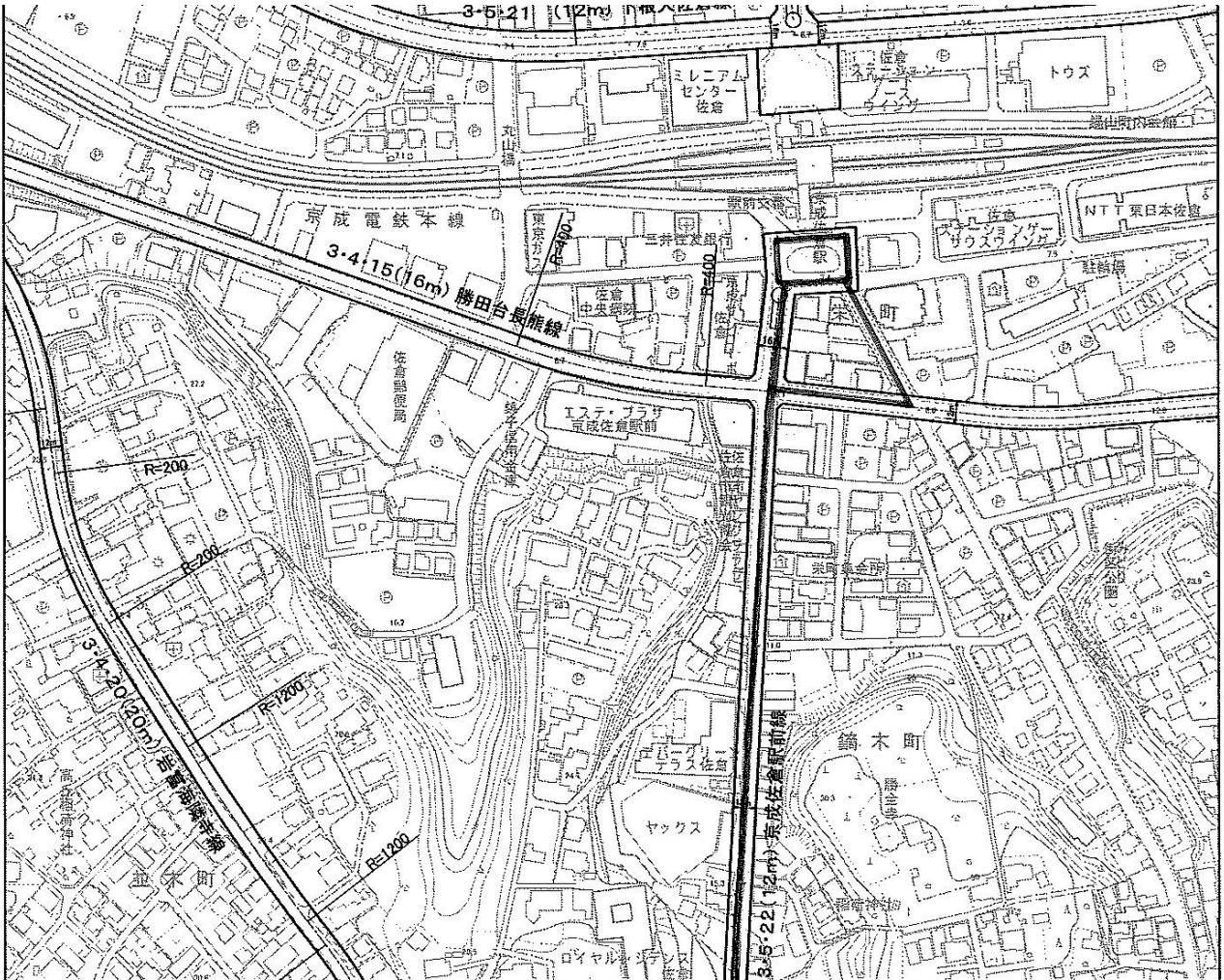
1. 出店しようとする空き店舗等への来客が見込まれること
2. 空き店舗等が佐倉市内に所在すること
3. 事業を開始するにあたって必要となる資格を取得していること
(まだ資格をとれていない場合は、店のオープンまでに資格を取得すること)
4. 3年以上継続して営業することが見込まれること
5. 個人事業の場合、佐倉市内に住むこと
6. 法人事業の場合、佐倉市内に店の登記をすること
7. 週30時間以上の営業を通年行うこと
8. 『創業特例型』の補助区分を利用する場合には、交付の申請時までに佐倉商工会議所または千葉県産業振興センター等が実施する経営相談事業等に参加すること
9. 事前に商店会と協議すること
10. 佐倉商工会議所または商店会に加入し、その活動に積極的に参加すること
11. 市税の滞納をしていないこと
12. すでに佐倉市内で事業を行っている場合は、その場所を空き店舗にしないこと
13. フランチャイズチェーンでないこと
14. 同内容の商品又はサービスを提供する店舗を10以上有する事業者でないこと
15. 周囲の景観に配慮すること
16. 年度内に店をオープンできること
17. 空き店舗等が直近の3年において、本市で実施する他制度の補助金または助成金等を受給していないこと

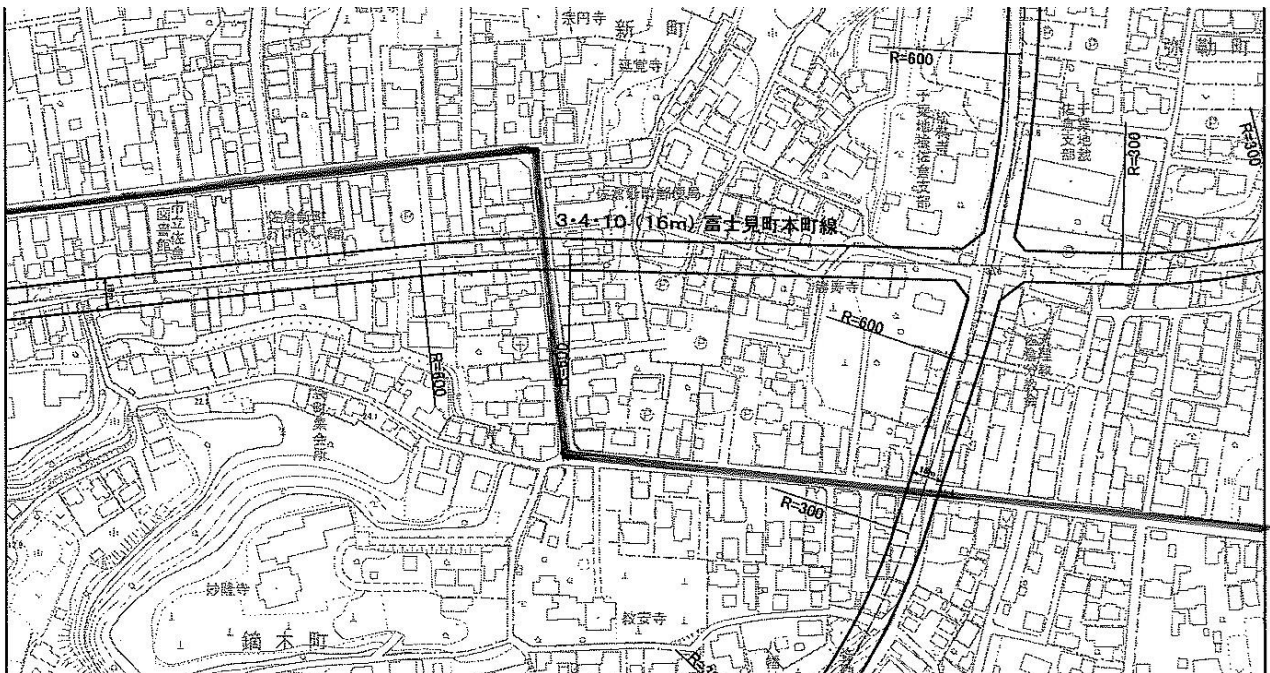
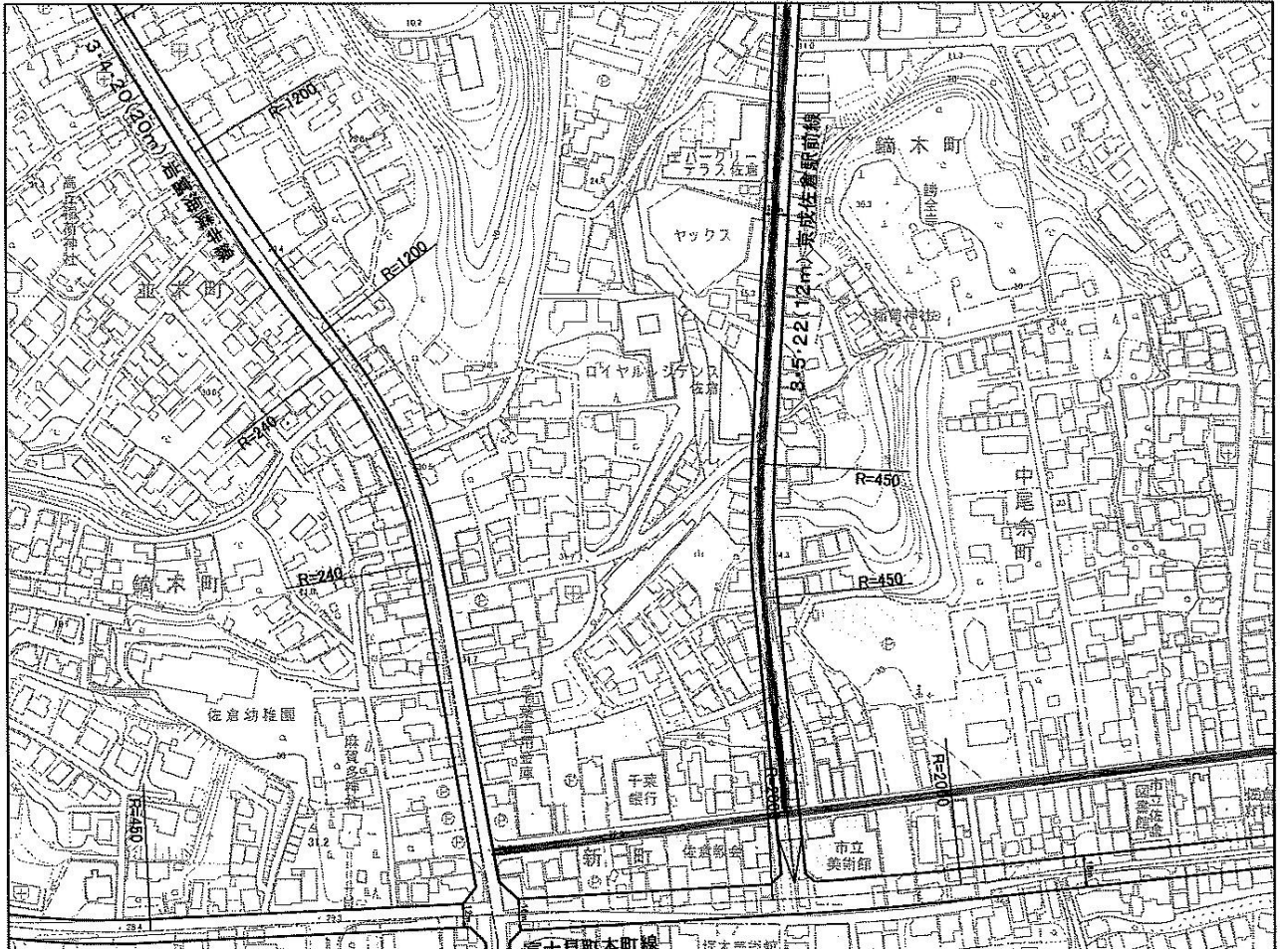
⑥商店街主要道路（補助率と補助上限金額が優遇されています）

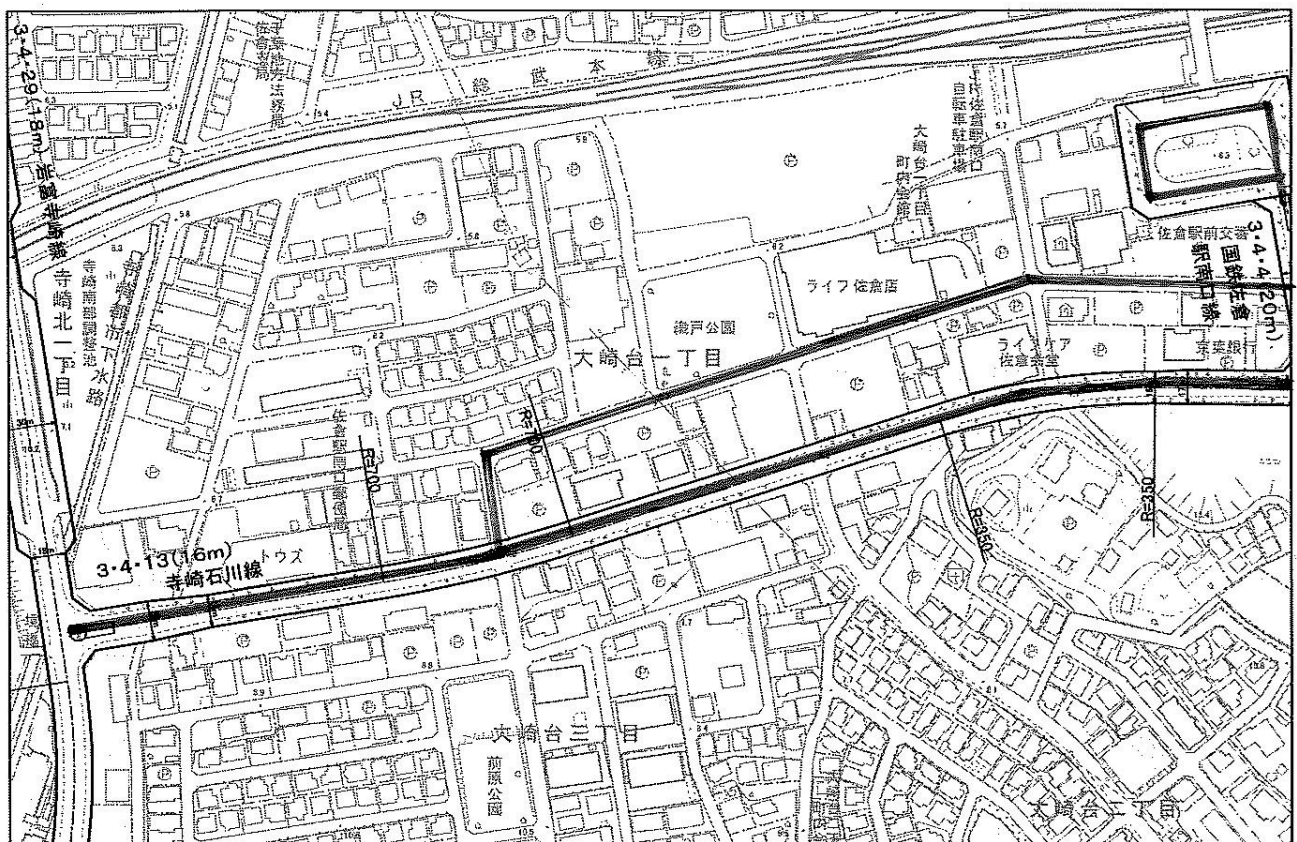
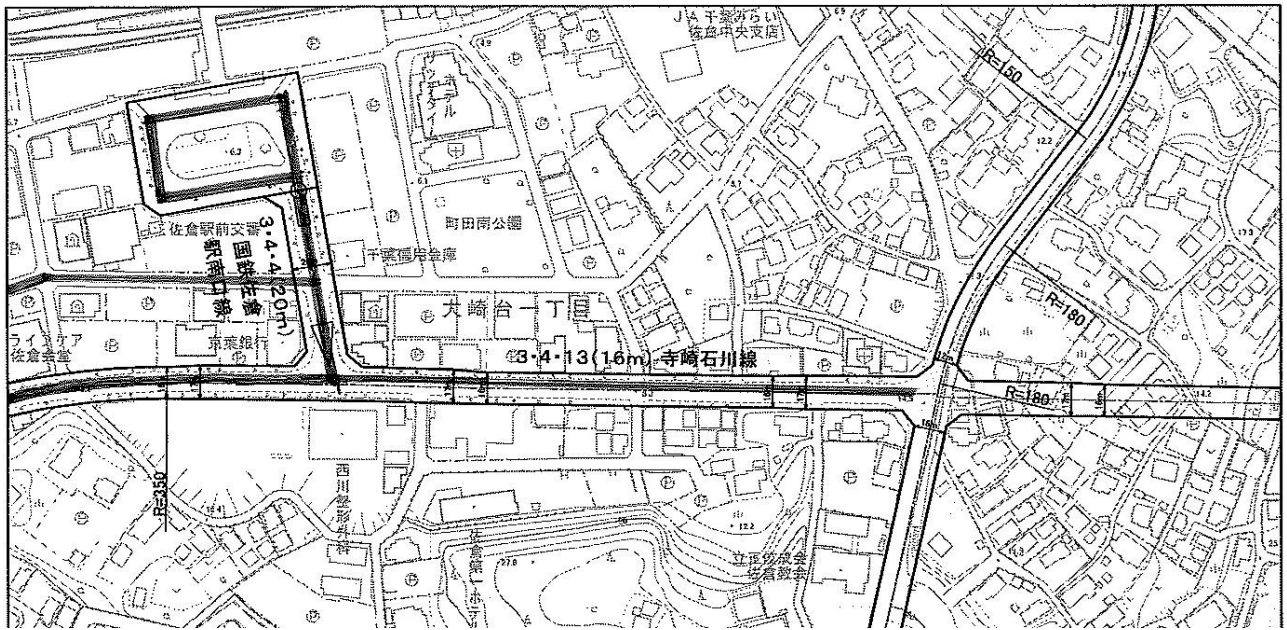
佐倉市にはJR・京成各鉄道駅を中心に、複数の商店会が存在しています。

本補助金では、特に以下の図に示した主要道路での出店に重点を置き、「商店街主要道路」を定めています（**—————**：黒い太線部分です）。

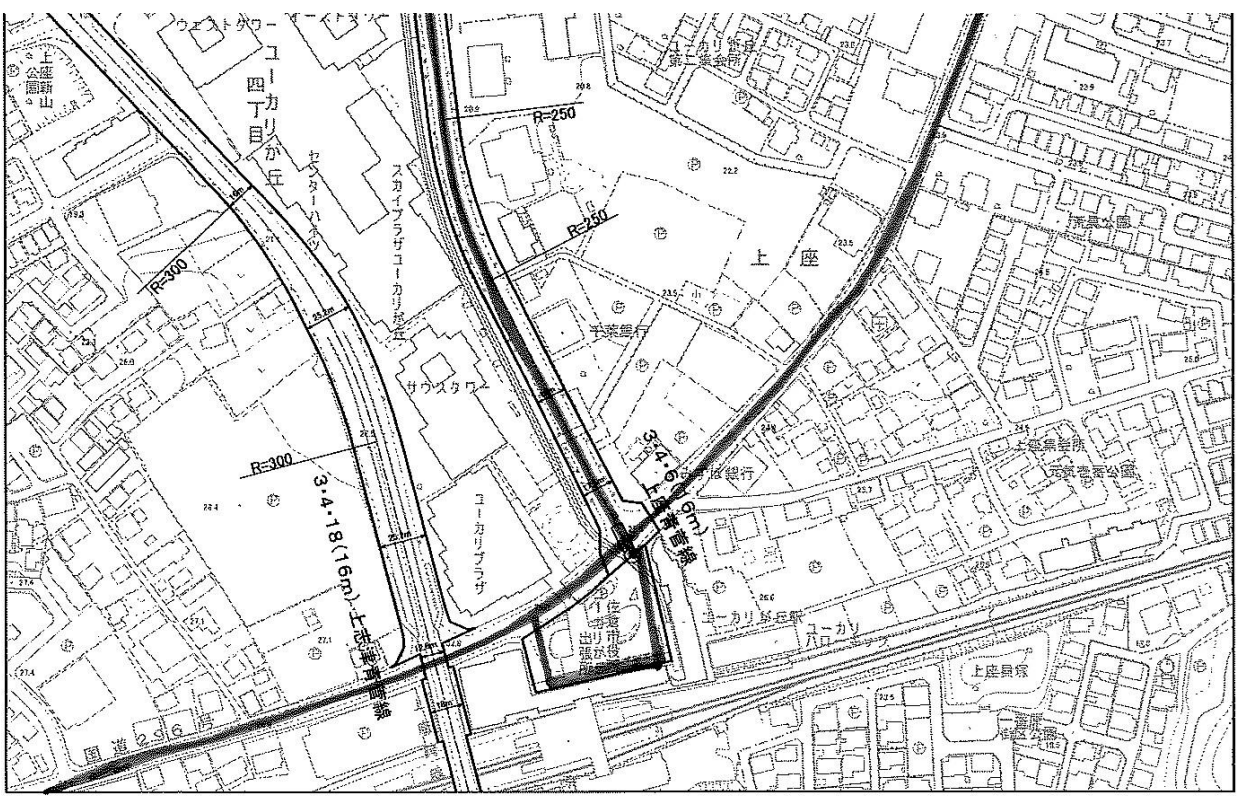
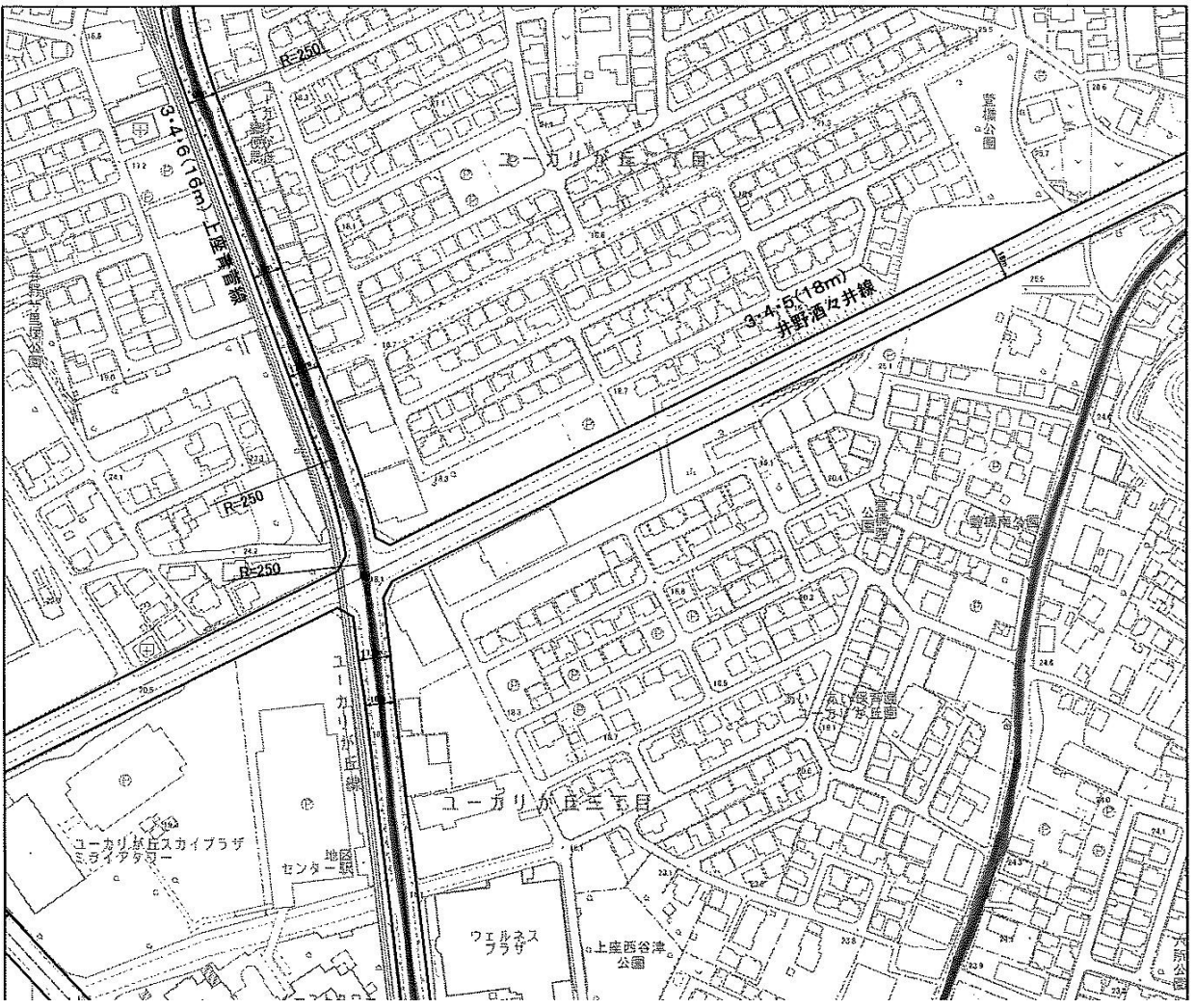
京成佐倉駅周辺（図4つ）



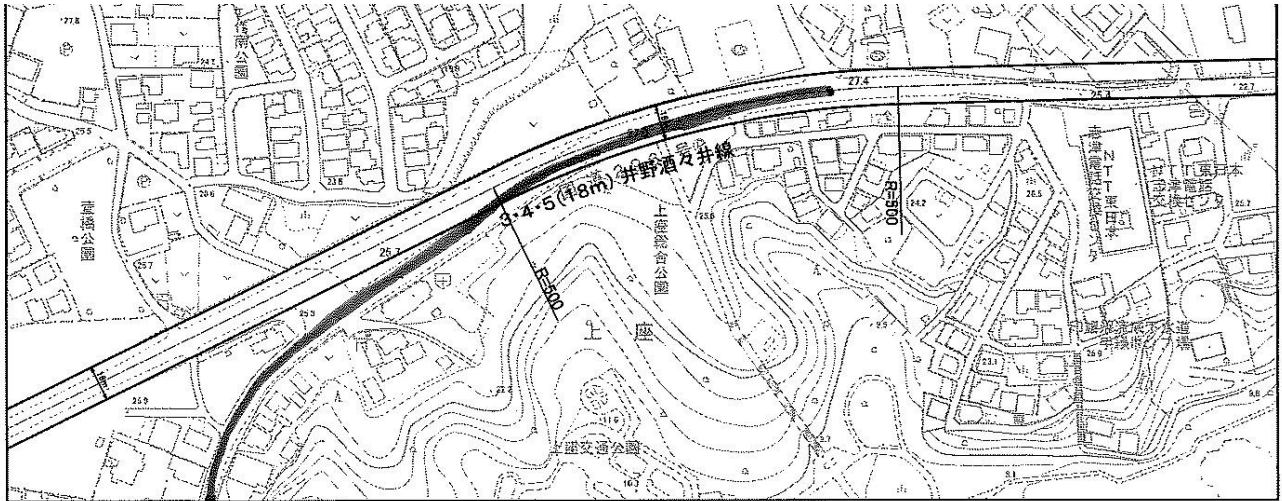


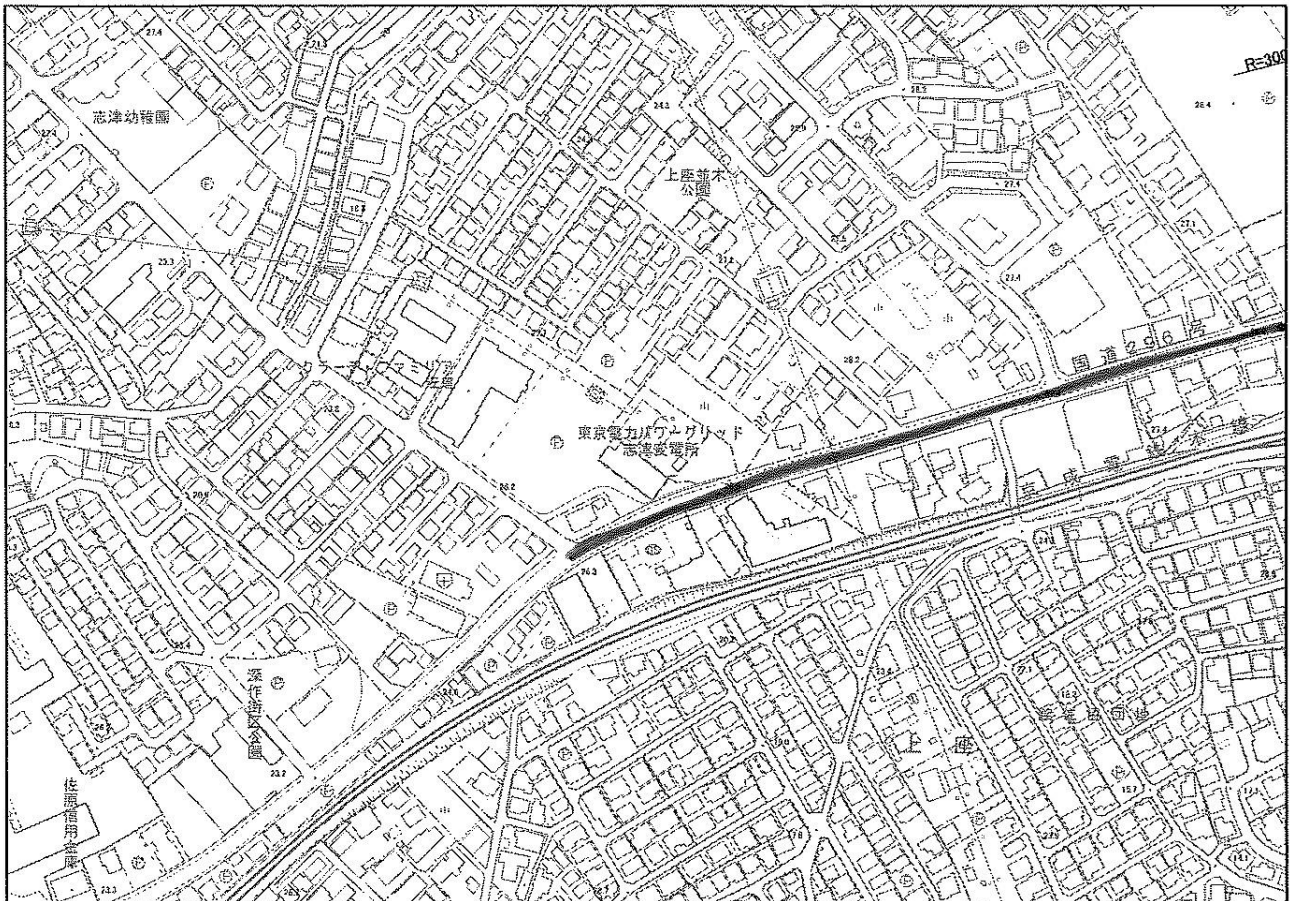


ユーカリが丘駅北口周辺 (図8つ)

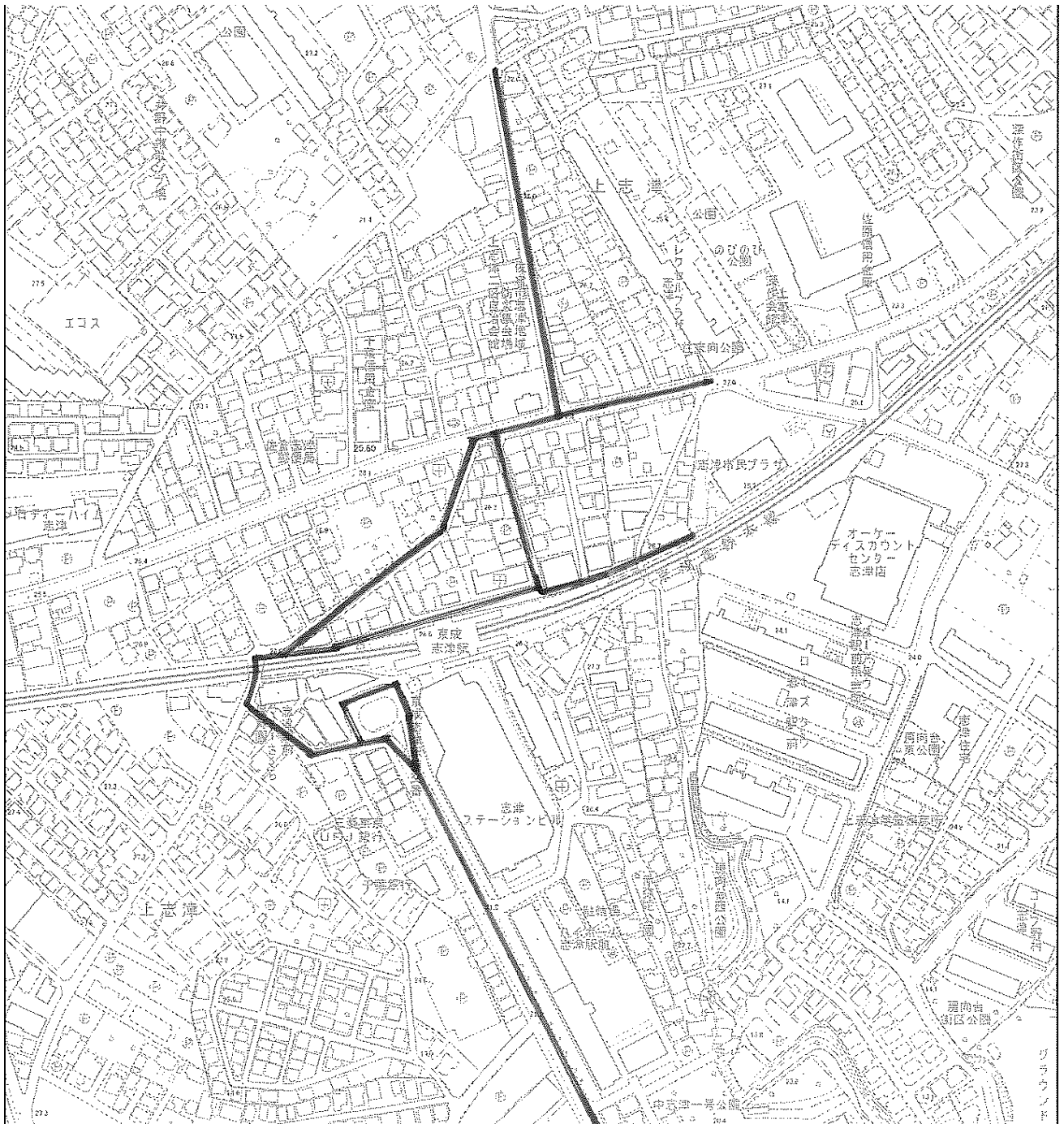


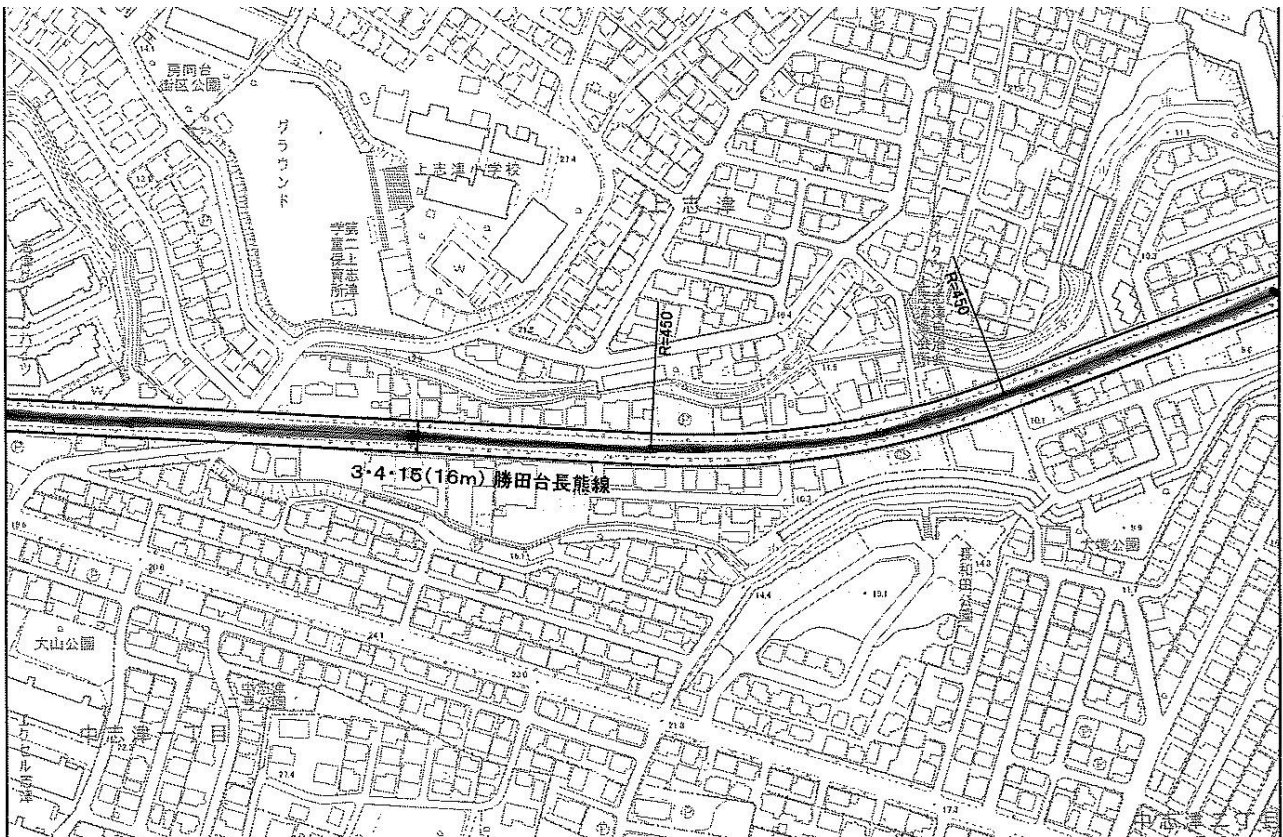
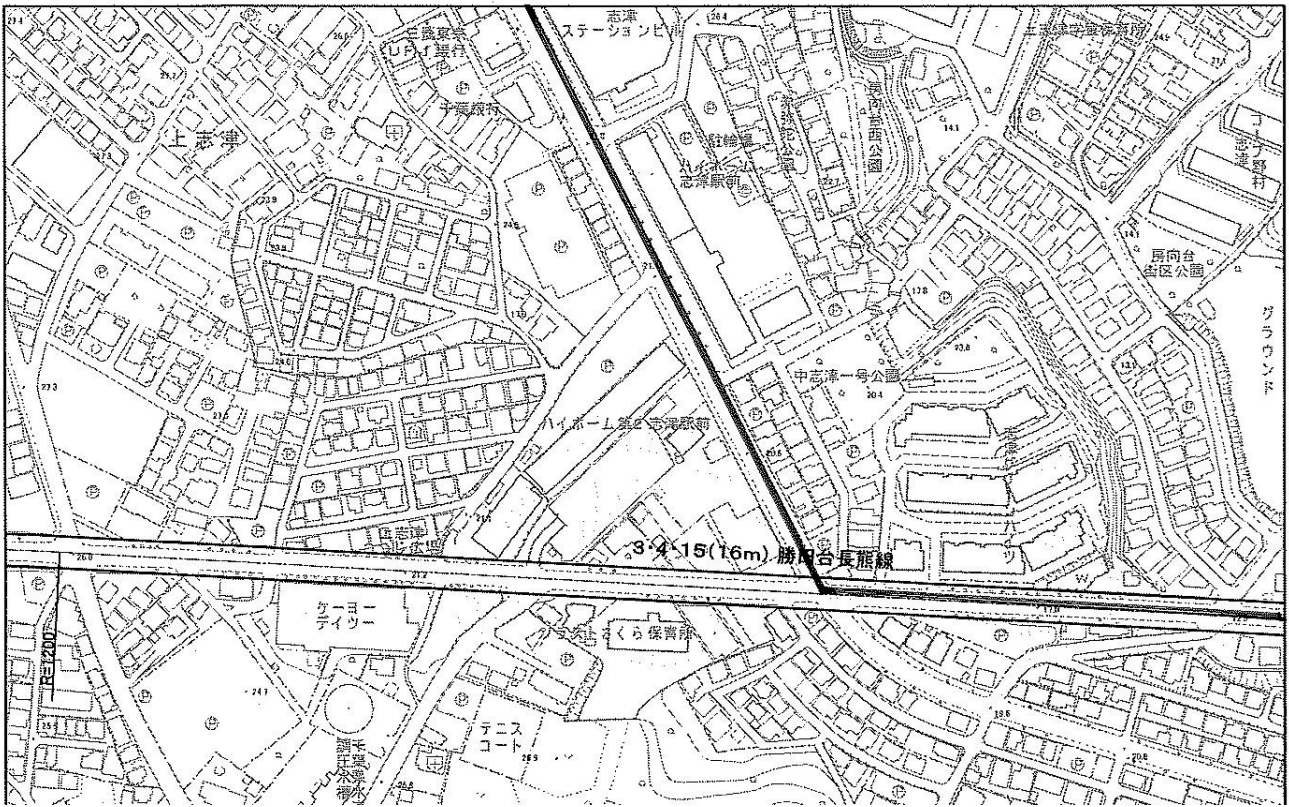






志津駅・ユーカリが丘駅周辺（図7つ）







補助金の支払いは
一番最後です！
ご注意ください。

⑦申請～補助までの流れ

1. 事前相談

交付申請前に必ず商工振興課へご相談ください。

2. 交付申請

必要書類（20ページ参照）を添付のうえ、ご提出ください。

3. 審査、交付決定

提出された書類を元に商工振興課が審査します。審査結果が出ましたら『交付決定』のご連絡を差し上げます。

4. 事業着手、事業完了

『交付決定』の連絡を受けた後に事業着手（改装工事の着工や補助対象経費の物品購入など）してください。

交付決定前に事業着手をしてしまうと補助金を交付出来ませんのでご注意ください。

5. 実績報告

お店をオープンした後、必要書類等を揃えてご提出ください。

6. 補助金の交付

提出された書類を審査し、適正と認められた後、補助金をお支払いします。

～補助金申請するかたはお読みください～

申請書類のご案内

1～17に示す書類を揃えて、商工振興課までご提出ください。

番号に★がついているものは様式が決まっているもの

▲がついているものは任意書式ですが、参考書式を用意しているものです。

- ★ 1. 補助金交付申請書
- 2. 市税【※①】の滞納がないことを証明する書類（納税証明書）
- 3. 住民票の写し又は本人確認ができるものの写し
- 4. 登記事項証明書の写し（法人で既に登記を済ませている場合）
- 5. 個人事業の開廃業等届出書の写し（個人で既に届出を済ませている場合）
- 6. 営業許可証の写し（許認可が必要な業種で既に許認可を得ている場合）
- ▲ 7. 履歴書
- ▲ 8. 事業計画書 【※②】
- ▲ 9. 収支予算書 【※②】
- ▲ 10. 経費配分書
- 1 1. 改装・設備導入に係る見積書の写し（改装・設備導入をする場合）
- 1 2. 空き店舗・空き家の賃貸借契約書の写しもしくは登記事項証明書の写し
（物件を賃借する場合は、申請時までに契約締結等を済ませている場合に限る）
（物件を購入する場合は、申請時までに登記等を済ませている場合に限る）
- 1 3. 空き店舗・空き家の位置図・平面図
- 1 4. 改装前の店舗を撮影した写真
- ★ 1 5. 空き店舗・空き家が5か月以上使用されていないことを証する書類
- ★ 1 6. 誓約書
- 1 7. 佐倉商工会議所又は空き店舗等が位置する区域に存する商店会へ入会したことが分かる書類
- ★ 1 8. 経営相談事業等に参加したことが分かる書類（『創業特例型』を利用する場合）

※①：市税とは、【住民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・国民健康保険税・法人住民税】のことです。

佐倉市在住のかたは、『市税納付状況確認同意書』を提出いただければ、商工振興課から債権管理課に市税の滞納の有無を確認しますので、『市税の滞納がないことを証明する書類』の提出は不要です。

※②：収支予算書・経費配分書には、開業するのに必要な資金（収入）の調達内訳、開業にかかる経費（支出）の内訳を表にしてください。収支予算書・経費配分書をまとめて1つの表で作成していただいてもかまいません。事業計画書中に記載していただいても結構です。

事業計画書は、金融機関や日本政策金融公庫などから融資を受けるために作成したもので代替できるのであれば、その写しでもかまいません。

経営に関して困ったこと・わからないことがあったら・・・

『佐倉商工会議所』や『千葉県よろず支援拠点』にご相談ください！

どちらも相談料 **無料** です！

【佐倉商工会議所】 ☎043-486-2331

佐倉商工会議所では、これから創業する（事業を始める）かたも、すでに事業経営をしているかたも、経営に関することなら何でも相談できます。

◆創業するかた向け

【経営】 創業準備の進め方、業種・業態選び、資金・経営計画の作り方 など

【金融】 資金繰り相談、日本政策金融公庫などの融資サポート など

【税務・経理】 税務手続き相談、税理士相談会の実施 など

◆すでに事業経営をしているかた向け

【経営】 販路拡大相談、専門家派遣 など

【金融】 資金繰り相談、日本政策金融公庫などの融資サポート など

【税務・経理】 税理士相談会の実施、節税対策サポート など

【労働】 労働管理相談 など



URL : <http://www.sakura-cci.or.jp/>

佐倉商工会議所

検索

住所：佐倉市表町3-3-10
JR佐倉駅北口から徒歩約5分

【千葉県よろず支援拠点】 ☎043-299-2921

経済産業省中小企業庁が全国に設置している『よろず支援拠点』。

千葉県よろず支援拠点では、創業、事業改善、販売、財務、税務、商品開発、営業・販売、人材、助成金など何でも相談できます。

中小企業診断士のほか、税理士、デザイナーなどの専門家が在籍。

相談内容に合った専門家と無料相談ができます。

※千葉県よろず支援拠点は幕張にありますが、年に4回佐倉市での出張相談を実施しています。令和8年度は、5/13・8/12・11/11・2/10に開催予定です。

10日前までに要予約：佐倉市商工振興課（043-484-6529）

URL : <https://yorozu.ccjc-net.or.jp/>

千葉県よろず支援拠点

検索

この手引きの内容は補助金の概略です。

詳細は佐倉市ホームページを確認のうえ、商工振興課までお問い合わせください。
申請前に必ず商工振興課へご相談くださいますようお願いいたします。

URL : <https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/shokoshinko/4/3771.html>

佐倉 空き店舗 補助金



〒285-8501
佐倉市海隣寺町97（本庁舎5階）
TEL 043-484-6145
FAX 043-484-5061



【佐倉市役所へのアクセス】

京成佐倉駅南口から
徒歩約10分



商工振興課では空き店舗・空き家の物件紹介を行っていません。

不動産会社へ相談するなど、ご自身で物件をお探してください。

※（一社）千葉県宅地建物取引業協会（通称『宅建協会』）ホームページで佐倉市内の空き店舗・空き家情報を検索できますので、物件探しの参考にしてみてください。

（千葉県宅建協会は、県内の不動産会社の8割が加入している団体です。ホームページでは加盟不動産会社の取扱物件を集約して掲載しています。）

URL : <http://www.chiba-takken.or.jp/>

千葉県宅建協会

